

令和6年3月18日

岡山県公安委員会

道路交通法（第35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、津山市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下記のとおりである。

旅客の運送の用に供する供する 自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車を する旅客の運送の 用に供する自動車の 範囲	停車又は駐車が道路 又は交通の状況により 支障がないものとなる ようにするため必要と 認める事項	関係者
平福診療所口（上り・下り）	津山市平福512番地1先	美咲町が行う旅客の運送（あさひチェリーバス）の用に供する自動車	停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限る	岡山県公安委員会 津山市 美咲町 中国運輸支局 中鉄北部バス（株）